

■認定事業計画への具体的支援措置

補助金	■JAPANブランド育成支援等事業 ※計画認定に紐づく補助金ではありません 全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、新商品・サービス開発や販路開拓・ブランディング等の取組を中小企業者等が行う場合や、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のための支援を、中小企業者や地域の支援機関等が行う場合に、その経費の一部を補助します。 ・補助上限額：全国・海外展開等事業 500万円（連携体の場合、1社ごとに500万円上限額高上。上限2,000万円） ：全国・海外展開等サポート事業 2,000万円 ・補助率：2/3以内（1,2回目） 1/2以内（3回目） ■食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業 農林漁業者等と連携する中小企業者が制度資金等の融資等を活用して行う、食品等の加工・販売のために必要な機械・施設の整備に係る経費について活用可能です。 ・交付金上限額：1億円（重点支援分野に該当する場合は2億円） ・交付率：3/10以内（実施要綱に定められた要件を満たす場合は1/2以内） 問い合わせ先：九州経済産業局 問い合わせ先：九州農政局
融 資	■政府系金融機関による融資制度 認定を受けた事業計画に基づく設備資金及び運転資金について、政府系金融機関が優遇金利で融資を行います。 問い合わせ先：株式会社日本政策金融公庫の各支店 ■農業改良資金通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例 中小企業者が、農林漁業者の行う農業改良措置等を支援する場合に農業改良資金等（無利子）の貸付を受けることができます。また、当該資金の償還期間及び措置期間を延長します。 問い合わせ先：【農業改良資金】株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部） 【林業・木材産業改善資金】各県林業・木材産業改善資金担当課 【沿岸漁業改善資金】各県沿岸漁業改善資金担当課
信用保証	■信用保証の特例 中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、中小企業者は次の措置を受けることができます。 ※普通保証等の別枠設定 普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円、流動資産担保融資保証 2 億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができます。 ※新事業開拓保証の限度枠拡大 新事業開拓保証の限度額が2 億円から4 億円（組合4 億円から6 億円）に拡大されます。 問い合わせ先：各県信用保証協会 ■食品流通構造改善促進法の特例 食品の製造等の事業を行う中小企業者が金融機関から融資を受ける際、食品流通構造改善促進機構が債務保証等をする制度で、食品の製造等の事業を行う中小企業者は、当該認定事業に必要な資金の借りに係る債務の保証等を受けることができます。問い合わせ先: 財団法人食品流通構造改善促進機構構造改善部
海外展開に伴う資金調達支援	（海外現地子会社等の資金調達円滑化） ■株式会社日本政策金融公庫法の特例 中小企業者が、海外現地子会社等と共同して海外展開に取り組む場合、日本政策金融公庫が海外現地金融機関の長期融資に対して債務保証を行うことにより、海外子会社等は現地通貨等外貨建てでの資金調達支援を受けられます。 ※保証限度額は一保証先につき4. 5億円以下 問い合わせ先：株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業） （海外展開のための国内における資金調達支援） ■中小企業信用保険法の特例 中小企業者が、海外直接投資事業に要する資金について国内金融機関からの融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度である海外投資関係保険の保証限度額が2億円から4億円（組合は4億円から6億円）に拡大されます。 問い合わせ先：各県信用保証協会